

令和 6 年度

高規格救急自動車  
仕様書

別府市消防本部

## 第1章 総則

### 1 目的

本仕様書は別府市消防本部（以下「消防本部」という。）が令和6年度に購入する高規格救急自動車（以下「本救急車」という。）の製作にあたり、車両に関する必要事項を定めることを目的とする。

### 2 適合法令

車両本体、装備、艤装、積載資器材等については次に掲げる法令等に適合するものであること。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）
- (2) 道路運送車両の保安基準（昭和26年7月28日運輸省令第67号）
- (3) 救急救命士法（平成3年4月23日法律第36号）
- (4) 救急業務実施基準（昭和39年3月3日自消甲教発第6号）
- (5) 救急自動車に備えるサイレンの音色の変更について（昭和45年6月10日消防防第337号）
- (6) その他関係法令、要綱等

### 3 仕様打合せ

受注業者は製作に先立ち、製作上の細部にわたり消防本部と十分に打合せるものとし、また、製作途中において仕様内容等に疑義が生じた場合には、その都度速やかに消防本部と協議を行い承認及び指示を受けること。なお、別途発注する高度救命処置用資器材受注業者と相互連携協力し、齟齬が生じないよう円滑に製作を行うこと。

### 4 検査

検査は中間検査と完成検査とする。

- (1) 中間検査は車検登録前に行う検査とし、受注業者は作業工程写真を撮影のうえ、消防本部へ提出すること。
- (2) 完成検査は消防本部への納入時に行う検査とし、受注業者は検査担当課の指示に従い検査を受けること。

### 5 提出書類

- (1) 受注業者は製作に先立ち次の書類を各2部提出し、製作上の細部にわたり消防本部と十分に打合せた後、製作承認を受けること。書類はA4サイズとし、A4サイズでないものは拡大または縮小してサイズを合わせること。

ア 製作工程表

イ 資器材庫等配置図

ウ 取り付け品配置図

エ 計器盤関係図

オ 電気配線図

カ 救急車五面図

キ 緊急時等の連絡体制図

- (2) 受注業者は納入にあたり、次の書類を各2部提出すること。書類はA4サイズとし、A4サイズでないものは拡大または縮小してサイズを合わせること。

ア 自動車検査証（写し）

イ 自動車損害賠償責任保険証（写し）

ウ 自動車リサイクル料（写し）

エ 緊急自動車届出確認書（写し）

オ 自動車取扱説明書

カ 点検整備要領書

- キ 積載資器材、付属品の取扱説明書
- ク 完成写真（救急車五面）
- ケ 改造自動車届出書（写し）
- コ 主要諸元表

## 6 契約の範囲

- (1) 登録費用については登録に関する一切の経費を受注業者が負担すること。但し、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及びリサイクル手数料については発注者が別に負担するものとする。
- (2) 本救急車の購入に伴い生じる、現有車両（消防本部の指定する救急車）の各種登録情報変更手続き及び記入文字変更に伴う一切の費用は、受注業者が負担すること。
- (3) AVM一式、無線一式を現有車両（現本署救急3）から本救急車（新規車両）への移設する一切の費用は、受注業者が負担すること。（別表2参照）
- (4) 新規の無線機一式を現有車両（現本署救急3）に新設する一切の費用は、受注業者が負担すること。新規無線機一式は発注者が準備する。（別表3参照）
- (5) 資器材の取り付け費用については、受注業者が負担すること。
- (6) 受注業者は、納入のため行う試験、検査中の破損及び引渡しまでの故障の修理に要する費用を負担すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項についても、納入業者が公表した仕様または工程上当然必要である場合には、これを施すこと。
- (8) 受注業者は納入時、燃料を満量にすること。
- (9) 受注業者は納入後、消防本部が行う取り扱い訓練等の指導または指導支援を行うこと。
- (10) 受注業者は、納入後走行1,000kmまたは1ヶ月点検における油脂類（エンジン、ミッション、デフ等のオイル及びエレメント）等で交換が必要な油脂類等に要する費用のすべてを負担すること。

## 7 保証期間等について

保証期間については次のとおりとし、期間中に塗装部分の剥離・変色及び亀裂等が生じた場合、あるいは架装、積載資器材等の故障・障害が発生した場合には、受注業者負担にて修理または交換を行うこと。また、契約不適合部分についても、設計不良、工作不良又は材質不良等に起因する故障・障害が発生した場合には、受注業者の責任の下、無償にて速やかに現地確認を行い、修理または交換を行うこと。さらに、修理等に1週間以上の期間を要する事態が生じた場合は、速やかに報告書を消防本部に提出すること。

- (1) 車両本体 納入の日から3年間又は6万km以内
- (2) 架装 納入の日から1年間
- (3) 資器材 納入の日から1年間（保証延長契約付帯資器材については契約期間）

## 8 同等品の認定について

### (1) 同等品の定義

同等品とは、規格・品質が基準品と同等以上であるものを言う。

### (2) 同等品認定の方法

同等品により入札参加を希望する事業者は、令和6年5月2日（木）正午までに同等品候補のカタログその他、同等品であることを証明できるもの（写し可）を持参し、消防本部警防課担当者の承認を得ること。当該承認を受けずに同等品以上で入札に参加した場合は無効とする。

## 9 納入期限

令和7年3月21日（金）

## 10 納入台数

1台

## 11 納入場所

別府市消防本部（大分県別府市上野口町19番27号）

担当者 千葉、黒仁田（0977-25-1124）

## 第2章 仕様

### 1 車両要件

車両の仕様については、次の要件を満たすものであること。

- (1) 「救急業務実施基準」第10条に定める要件に適合すること。
- (2) 車体は全有蓋で密閉式構造のものであること。
- (3) 車内の照明は、傷病者の症状及び救急隊員の業務の遂行に支障のない照度を有するものであること。
- (4) 車体後部は、ストレッチャーによる搬入が容易に行われる構造のものであること。
- (5) 傷病者を収容する部分は、ベッドの両側の空間、ベッド頭部側の座席とベッドとの間の空間及び室内高が、救急業務実施基準第14条に定める資器材を用いた業務の遂行に支障のないものであること。
- (6) 資器材の機能を損なうことなく安全かつ確実に積載できるものであること。
- (7) 資器材に必要な電気容量を確保できるものであること。
- (8) 緩衝装置は、資器材を用いた業務の遂行にあたり十分な性能を有すること。
- (9) 十分な冷暖房機能を有すること。
- (10) ストレッチャーは、仰臥位の傷病者の体位変換が可能な機能を有すること。
- (11) ストレッチャー積載架台は、加速度等により生ずる揺れを十分に吸収できるものであること。
- (12) ベッドの頭部側に、座席を有するものであること。

### 2 主要諸元等

主要諸元等は次のとおりであること。

- (1) シャーシ 令和6年度に製造されたもので、初期登録が令和6年9月以降であること。
- (2) 救急車全長 5,330mm～5,700mm
- (3) 救急車全幅 1,880mm～2,000mm
- (4) 救急車全高 2,490mm～2,550mm ※アンテナ部分は含まない
- (5) 救急車室内高 1,800mm～1,860mm
- (6) 乗車定員 7名以上
- (7) エンジン型式 ガソリンエンジン
- (8) 総排気量 2,480cc以上
- (9) 最高出力 108kW（147PS）以上
- (10) 変速機 4速オートマチック以上
- (11) 燃料タンク容量 65ℓ以上
- (12) 駆動方式 4WD（パートタイム4WD可）

### 3 仕様詳細

#### (1) 車両装備

ア 別表1に掲げるものを、指定のとおり設置すること。

イ 冬季に納入する場合は、スタッドレスタイヤを装着しラジアルタイヤを付属品とすること。

ウ エアコンディショナーは純正品とし、患者室にはオーバーヘッドリアクーラーを設置すること。

エ 消火器は、取出しが容易にできる位置にブラケットを設け設置すること。

#### (2) 外装

- ア 別表1に掲げるものを、指定のとおりに設置すること。
- イ ボデー全般に完全なる防錆処理を施したうえ、車両全体を白色に塗装し仕上げ塗装を施すこと。
- ウ 記入文字については別紙1のとおりとすること。
- エ 患者室左側及び後部の窓ガラスの下1/2をくもりフィルム貼り、患者室右側の窓ガラス全面を白色フィルム貼りとし、更に同3箇所窓ガラスには黒色フィルム（濃度は消防本部と協議）を貼ること。
- オ 運転席及び助手席側面にサイドバイザーを取り付けること。
- カ 電子サイレンアンプ（ピーポーサイレン）はフロントパネル中央部に配置し、サイレン吹鳴時においてもマイクが使用できる回路とすること。また、スピーカー取り付け位置は消防本部協議することとし、運転席で使用することのできるフレキシブルマイクを取り付けること。

### (3) 電装・通信機器

- ア 別表1に掲げるものを、指定のとおりに設置すること。
- イ バッテリーは、純正品で全ての電装品の使用に必要な容量を充足するものとし、容易に点検できる位置に格納すること。床下格納式の場合は引き出し式バッテリーボックスを設け、バッテリーコードは余裕を持って配線すること。
- ウ 電圧変換（DC12V-AC100V）用インバーターは、使用機器等の容量を考慮し設けること。
- エ 別表2において移設する無線機の仕様については、「車載型無線装置仕様書」を参照すること。なお、新規車両の電源ケーブル、各種配線及びアンテナ基部は新品を使用すること。
- オ 無線機本体は運転室内中央部付近に、外部スピーカーと送受信器は運転室及び患者室にそれぞれ1個取り付けること。（取り付け位置は消防本部と協議すること）
- カ AVM・位置情報装置機材一式は現在のシステムに適合するものを取り付けること。（配車替に伴う消防本部指令システムデータ変更作業を含む。また、取り付け位置は、消防本部と協議すること）
- キ 特装品のヒューズボックスを、容易に操作及び点検が行える状態で設置すること。
- ク 特装部予備電球セットを用意すること。

### (4) 運転室

- ア 別表1に掲げるものを、指定のとおりに設置すること。
- イ 最新のナビゲーションシステムを装備し、全国版の詳細図ソフトを添付すること。
- ウ 運転席及び助手席にサンバイザーを取り付けること。
- エ 運転室オーバーヘッドに網棚を2ヶ所設置すること。

### (5) 患者室

- ア 別表1に掲げるものを、指定のとおりに設置すること。
- イ 活動の支障にならずかつ容易に取り出せる位置に、陰圧式固定具、自動式心マッサージ器、バックボード及びサブストレッチャーの収納固定が可能なスペースを確保すること。

### (6) 搬送用資器材

- 別表1に掲げるものを、指定のとおりに設置すること。

### (7) 医療機器

- ア 別表1に掲げるものを、指定のとおりに設置すること。
- イ 医療機器のうち、半自動体外式除細動器及びバックボードについては消防本部が購入することとし、その他は受注業者にて手配すること。

## 4 その他

- (1) 車載型無線装置については、九州総合通信局への無線設備の変更申請手続き及び取り付けに必要な

な一切の費用は受注者負担とする。

- (2) 契約を履行するにあたり疑義が生じた場合の質疑応答については、書面に残し本仕様書の補遺として扱うこと。
- (3) 製作承認後の疑義については、消防本部と速やかに協議し指示を受けること。
- (4) 装備や資器材等の取り付けについては、操作性及びメンテナンス等を考慮するとともに、走行中の振動、衝撃に対し十分耐え得る構造とし、堅牢に取り付けけること。
- (5) 配線等は天井等に敷設し、車内外に露出させないこと。
- (6) 仕様詳細に記載された事項が別表 1 に掲げられていない場合、あるいは別表 1 に掲げられた項が仕様詳細に記載されていない場合についても、当該事項を満たす仕様とすること。
- (7) その他詳細については、担当者と十分協議し万全を期すること。